

## 機関別認証評価第4期目の大学基準協会 —基本的方向性と強み—

松坂 顕 範

公益財団法人大学基準協会  
評価研究部企画・調査研究課課長

[キーワード] 内部質保証、学習、学生参画、ステークホルダー、先導性・先進性

### はじめに

大学基準協会（以下「本協会という」）は、刊行物も多い。研究誌である『大学評価研究』もそうだが、他にも書籍や報告書等のかたちで出版し、関係者の参考に供している。いずれも識者の論考等が多く載っているが、それは広報誌も例外でない。「じゅあ」は広報誌というだけあって、本協会の活動を伝える比重も高いとはいえ、それに劣らず識者の手になる論考類も充実している。2021年のNo.67に載った金子元久先生のものもその例である。2021年という、新型コロナウイルスに悩まされた2年目であり未だその渦中にある年だが、「コロナ禍後の質保証」と題された先生の短い論考は、1年余りのコロナ禍の経験を踏まえて見えてきた課題を取り上げたものである。その論考で先生は、2020年末に先生が行った調査の結果を踏まえつつ、コロナ禍で進んだ遠隔授業の効果と問題を指摘した。例えば、「課題地獄」とも言われながらも結果的に授業外の自律的学習時間が増加したという効果や、一方の課題として、「授業中の集中度」等の学習実態を教員が把握しきれていないといったことである。そして、次のように述べることとなる。

これまでの日本の大学の授業にあった大きな欠陥がコロナ禍を契機に暴き出された、とも解釈することができる。授業の進行は教師の頭の中であって、

学生は授業の目的のどこにいるかが分からない。教室で教師は一生懸命に講義しているつもりだが、学生にはその言葉が届いていない。また教師は学生が授業に出て学習することを考え、それを自分自身で反復して内面化するところまで考えない。「場」の効果が過信されていたのである（金子2021, p.9）。

自律的学習時間の増加であれ、学習実態の把握における問題であれ、結果としてそれは「日本の大学の授業にあった大きな欠陥」をあぶり出すものだったというのである。つまりは、対面の授業であれば物理的に場を共有している故に「何となく」できていたことが、場の共有という前提を欠いた途端、十分に成り立たなくなった、いやそもそも「何となく」だったのであり、学生に学習させることが十分に反省され実施されてこなかったのではないかという指摘だ。斯界の識者の慧眼は、遠隔授業の経験を、遠隔授業という方法以前の問題として見てとった。

限られた紙幅にもかかわらず、何故このようなことから「はじめに」を書き始めたのか。本稿においては認証評価第4期における本協会の大学評価<sup>(1)</sup>、短期大学認証評価について主要なポイントを論じることになるが、引用した内容というのは本稿の内容に大きく関わっているからである。順にまずは、基本的方向性の確認から始め、基準等に及びながら論を進めていきたい。

### 1. 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

認証評価制度が開始した2004年度から機関別の認

証評価を実施してきている本協会にとって、2025年度は7年サイクルの4回目(第4期)が始まる年となる。その開始に向けて本協会は下記のことを大学評価、短期大学認証評価の基本的方向性とした。

1. 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価
2. 大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価
3. オンライン教育の動向を踏まえた評価
4. 学生の意見を取り入れた評価
5. 特色ある取り組みの評価
6. 効果的・効率的な評価の実施

以上の6点には、評価の内容に関するものも方法に関するものもあるが、とりわけ全体の基調をなす位置づけにあるのが、1点目の「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」である。まずこの点から始めたいが、「学習成果」、「内部質保証」、そして「実質性」という語に印象深く目が留まることだろう。ここに言う内部質保証の「実質性」とは、およそ、学生に身に付けさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備・実施、達成度の把握、そして教育システムの検証と改善・向上という一連の流れが適切に実現できていることを意味している。2018年のグランドデザイン答申等を持ち出すまでもなく、「学修者本位」は昨今の我が国の大学教育政策の中心的概念であり、広く海外に目を向けても learner-centered は既に常識である。内部質保証を学生の学習活動とその成果とに強く関連付けて考える本協会の基本的方向性は、こうした国内外の動向を視野に入れたものといえる。

しかし、「そういった動向だから」というだけの理由で基本的方向性に挙げたのではない。課題意識を実際に持つがゆえにでもある。「はじめに」に引用した内容というのは、まさにここに接続してくる。先述の内容は、学習を巡る大学教育の構造的問題を突くものだったが、そこから明らかなように、学生と向き合いその学習を実質化させようとする大学の取り組みは、質の保証された教育であるために不可欠な要素である。振り返れば、ポストコロナを見据えて本協会は大学評価研究所のもとで調査研究を行ったが<sup>(2)</sup>、その際に剔抉した課題というのは、技術的なものを除けば基

本的に対面式の教育でも妥当するとも言える。例えば、同調査研究の報告書がオンライン教育のティップスとして載せている様々な考え方について、「学生への配慮のためのプレイブック」等を取り上げて見ても、それは対面式でも同様に重要な配慮事項だと理解されよう(大学基準協会2023, pp.91,92,113-117)。こればかりでなく、評価を通じて「単位の実質化」という問題は少なからず指摘され、質保証上の課題となり続けてきた。いずれにしても、学習という課題は、本協会がこれまでの取り組みで実際に認識してきたものであって、それゆえにこれまでよりも意識的であろうというのが認証評価第4期である。

## 2. 基準、評価項目・評価の視点

上記のことは、実際に基準そして評価項目・評価の視点に反映されている。「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」に関して瞥見すれば、次の通りである。

### 2-1. 基準名の変更

大学評価及び短期大学認証評価で用いる基準は、それぞれ大学基準と短期大学基準である<sup>(3)</sup>。どちらの基準とも、内容的に10に分かれた構成となっており、少々紛らわしいがその10の一つひとつも基準と呼んでいる。図表1はそれを示しているが、大学基準、短期大学基準ともに基準4の名称を「教育・学習」と改めた。つまり、英訳すれば Teaching and Learning となる基準名にしたわけだが、そのことで、教育という教員側の作用ばかりでなく、学習という学生側の活動に留意しなければならない趣旨を明確にした。

図表1



もちろん、基準名という象徴的な変更が終わるものではない。引用1は、大学基準の基準4（「解説」の部分）の一部を抜き書いたものだが（※傍線は引用者による）、目的概念として「学習成果の達成につながるよう…」といったことが明確にされているほか、「学習状況の把握や指導、支援等」という学習プロセスへの大学の関与を指摘するものとなっている。

### 引用1

大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学習成果の達成につながるような様々な措置を講じなければならない。この一環として大学は、適切なシラバスを作成するほか、授業形態や内容、方法に工夫を凝らすとともに、学生が意欲的かつ主体的、効果的に学習を進め、期待される成果を修めることができるように、学習状況の把握や指導、支援等を十分に行う必要がある。

ントを関係づけたものになっており、かつ後者に関して「調整」や「支援」という言葉を含んでもいる。

### 引用2

基準2 内部質保証<sup>④</sup>  
 評価項目④<sup>⑤</sup>  
 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。<sup>⑥</sup>  
 <評価の視点><sup>⑦</sup>  
 ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした課組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。<sup>⑧</sup>  
 ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。<sup>⑨</sup>  
 ※ 具体的な例<sup>⑩</sup>  
 ・ 3つの方針の策定の調整・支援<sup>⑪</sup>  
 ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援<sup>⑫</sup>  
 ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援<sup>⑬</sup>  
 ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援<sup>⑭</sup>  
 ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援<sup>⑮</sup>

## 2-2. 教学マネジメントに関わる内容

大学基準、短期大学基準とも、内部質保証の主要な要素を「教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学習の適切性を確保するための一連の活動」としている（基準2）が、「一連の活動」であるからには、自己点検・評価以外にも問われてくる要素がある。すなわち（教学）マネジメント等も広い意味で内部質保証に関連付けて考えられている。マネジメントという語が適切でないなら、全学的な責任による関与としても良い。引用2は、基準2「内部質保証」に関わる評価項目・評価の視点からのものだが、評価の視点2つ目などは、まさにそれに充てられている。ここに言われる「調整」や「支援」というのは、全学的な方針を示して全体を方向付けたり、学部・研究科等に指示・依頼をするといったこと（調整）、そして、統計的な情報を学部・研究科に提供したり、必要な研修・資料を提供したりすること（支援）等が該当してこよう。教学マネジメントとして大事なものは、「学生の学習成果に直接結び付く教授・学習過程にプラスのインパクトをもたらすような在り方」だとされる（大森2024, p.8）。つまり、質保証の成否は実際に教育・学習の現場である学部・研究科レベル、授業科目レベルでの取り組みが実質化するか否かにかかっており、教学マネジメントはそのために行わねばならない。上記の評価の視点はそうした意図も持って内部質保証とマネジメ

## 2-3. プログラムレベル、授業科目レベルの点検・評価

学部・研究科レベル、授業科目レベルでの質保証が大切だとすれば、当然に全学的な責任による関与ばかりでなく学部・研究科それぞれの取り組みが大切になる。「教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること」を問う基準4「教育・学習」の評価項目⑥では、責任関係や周期の明確化ばかりでなく、依拠する情報の客観性・多様性に関わる評価の視点が今までよりも多くなっている（引用3）。これは、学部・研究科レベル、授業科目レベルの質保証が重要であることを背景にしたものだ。なお、評価に際しては、各大学・短期大学に「基本情報一覧」というものを作成して点検・評価報告書に付記してもらうことになるが、基準4「教育・学習」に関しては、学部・研究科ごとの点検・評

### 引用3

評価項目⑥<sup>①</sup>  
 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。  
 <評価の視点>  
 ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。  
 ・課程終了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。  
 ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。  
 ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

価活動の状況も表で表す基本情報の一つとして扱う<sup>(4)</sup>。内部質保証に信頼して大学評価・短期大学認証評価を行うというのは、学部・研究科単位の質保証が適切であることを大前提とする。これまでの大学評価・短期大学認証評価でも当然にその視点は持ってきたが、改めて評価の視点を整理したというのが今回の改定だと言える。

### 3. オンライン教育の動向を踏まえた評価

2-1で基準4「教育・学習」の改定内容に触れ、大学基準、短期大学基準とも「学習成果の達成につながるよう…」という文言や、「学習状況の把握や指導、支援等」という文言を明確に示した旨を説明した。とはいえ、例えば「学習状況の把握や指導、支援等」に一律のかたちがあると定めているわけではなく、その内容には幅がある。「学習成果の達成につながるよう…」とあることから端的にご理解頂けるだろうが、何をすべきかは何を学習成果として学生に達成を期待するかということに依存するものである。つまりは、学習成果との関係で何が「学習状況の把握や指導、支援等」として必要かを特定し、それを実施するとともに点検・評価によって適切性を確かめるのは、第一に各大学・短期大学なのである。

このことは、総じて教育・学習全般に言えることゆえに、当然にオンライン教育にも妥当する。オンライン教育という方法をとることを含め、どのような学習経験を通じて期待する学習成果に達してほしいと大学・短期大学が考えるのか、そしてそのために指導、支援等をしていくのかを、対面式の場合と同様にまずはしっかりと整理し、各校が実践することが必要である。こうした意味で、オンライン教育の評価は、本協会の評価にあって通常の評価の一つの変奏である。大学基準や短期大学基準に明確にオンライン教育に関する文言がないというのもこうした事情からであり、大学教育の根本を定める基準ゆえにまずは方法的な違いに関わらない基本を言語化しているためである。もちろん、評価の視点のレベルになると、より各論的な内容を盛り込んでいるために関連する視点はある<sup>(5)</sup>。また、本協会としてオンライン教育に関する何らかの参

考資料を示して点検・評価に活用してもらおうということも、今後あるかもしれない。とはいえまず、各大学・短期大学には、ここに述べた基本原則を押さえて点検・評価に当たって頂きたいと考えている。

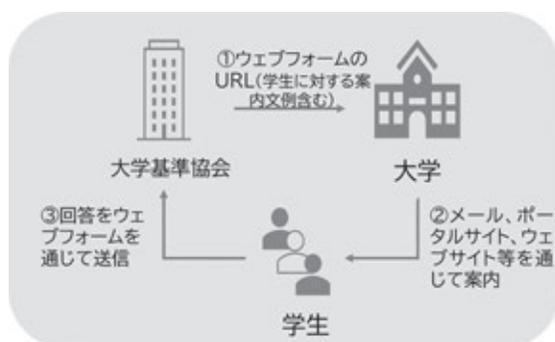
## 4. 多様な意見の取り入れ

### 4-1. 学生参画

大学は様々な者が関与して成り立っている。授業という風景だけ切り取ってみても、そこには教員がおり学生がいる。この意味で、質保証の文脈でも多様な意見に耳を傾けてみることは重要であり、今言及した学生などはその筆頭に挙がると言えよう。そのようなわけで、多様な意見を取り入れるの一つとして、本協会は学ぶ側の視点にアプローチする。基本的方向性に「学生の意見を取り入れた評価」とあるとおりである。

まずは評価内容の面である。先ほど示した引用3をご覧ください。上から3つ目の評価の視点において「学生の意見を取り入れるなど…」とあることに注意していただきたい。学部・研究科レベルの点検・評価においては、学生がどのような意見を持っているかも勘案してほしいという趣旨でこの内容が新たに加わった。同じような内容は、基準2「内部質保証」にもある<sup>(6)</sup>。もちろん意見の取り入れ方法は多様だ。欧州のように学内の委員会等に正メンバーとして加わるのは一つのあり方だが、それに尽きはしない。大切なのは学習する者としてどのような点は上首尾にできているのか、あるいはどのような点に困難を感じ問題があるのかの実態に触れることである。学生参画に関しては、本協会は各大学・短期大学の取り組みに資するように調査研究も行っているところであり、それは学生の意見の取り入れ方にも何らかのヒントを示すものになるであろう<sup>(7)</sup>。そうしたものも参考にしながら各校における取り組みをまずはお願いしたいところである。

以上の意味で、学生の意見を取り入れるとは、まずは内部質保証におけるものであり、それを前提として本協会が評価をすることだが、それと同時に本協会側も新しい試みをする。すなわち、学生からの意見収集を評価方法の一つとして導入する。元来、本協会は実地調査時に学生インタビューを実施してきた。



図表2

その意味で、学生の意見の取り入れは今に始まったことではない。新しいのは、意見を聞く対象を拡大する点にある。これまで学生インタビューでは、多くても10名程度の学生と話すのみであった。今後はこれに加え、より多くの学生の意見に接しうよう、オンラインを活用する。具体的には図表2のように行うものだが、これによって原理的には全ての学生が意見を述べる権利を持つことになる<sup>(8)</sup>。もちろん、得られる意見数を始め、内容の代表性は必ずしも完全に保障されていない。したがって、評価者が直接にこれを根拠に評価内容を決めることは適当でない。そのため、あくまで評価者が大学への確認事項をあぶり出すために参考にするといった活用を想定している。

#### 4-2. 学外ステークホルダーインタビュー

基本的方向性には学生の意見の取り入れのみを挙げていたが、意見を聞く対象を学外ステークホルダーにも拡大する。なお、ここにいう「学外ステークホルダー」とは誰なのかという定義問題が存在するが、大学の教育・研究に関わりの深い学外者は、大学が異なればそれぞれ違ってくるので一概に定義できない。例えば高度な研究力を有する大学の場合、高い専門性を有する人材を社会に輩出したり、産学連携で様々な社会と関わっていることがあるが、そのような大学であれば実際に社会で活躍する卒業生であったり、連携先の企業・団体の関係者等がステークホルダーに当たってこよう。つまりは、理念・目的等に応じて大学ごとに違うわけであり、誰がステークホルダーに当たるか

は大学が決めなければならないのである。そのため、本協会の評価においては、まず大学側が対象者を選定するものとし、実地調査時に評価者がインタビューするかたちをとる。大学の取り組みが外からどのように見えているのか、大学の努力は伝わっているのか、といったことがインタビュー事項になる。もちろん、ほんの数人の方とのインタビューで大学の良し悪しを全面的に判断することは不合理である。したがって、インタビュー結果の活用方法は、学生から収集した意見の扱いと同様となる予定である。

## 5. 先導性・先進性の確保

### 5-1. 「驚き」と現代社会の課題

アリストテレスは「驚き」が哲学つまり学問の出発点にあると述べた。『形而上学』を紐解いた者は、誰もがこの言葉を記憶に留めていることだろう。筆者もその一人である。自由な人間精神は「驚き」から様々な知的活動を発芽させ、その果実として多様なものを生み出してきた。そして現代において、自由な人間精神の活動を担う一つの極が大学であり、その尊さを我々は深く銘記しなければならない。大学基準に「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育及び学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造及び活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている」(趣旨1)とある所以である。自由な教育・研究によって人類の精神活動の歴史に新たな一頁を加えていくのが大学であり、本協会による評価も、そうした大学それぞれの創意による知的活動を尊重し後押しするものでなければならない。認証評価第4期目の基本的方向性として「大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価」、「特色ある取り組みの評価」としているのもそのためであり、そもそも本協会が理念・目的を尊重した評価を長く行ってきたのは、こうしたことに根拠を持つ。

ところで、自由な教育・研究の推進、それぞれの理念・目的に沿った特色の追求と言う場合、現代社会のあり様も一方で視野に入れる必要がある。例えば持続可能な世界であるための技術革新や社会構築といった

ことは喫緊の課題であるし、それを措いても変化スピードの速い時代であって、人材養成や知的活動へのニーズは変化し続けている。そのような中、自由な教育・研究、創意工夫によって新たな状況に対応し、社会に貢献していくことは大学の役割の一つだと言って語弊はあるまい。そうして、「大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価」、「特色ある取り組みの評価」という基本的方向性は、新たな様相をも帯びてくる。それは「先導性・先進性の確保」とでも表現可能だ。

## 5-2. 「特に優れた取り組み」の特記

5-1.に述べたことを具体的に行っていくため、まず本協会は評価結果における提言を改める。大学評価にしる短期大学認証評価にしる、これまで評価結果には問題事項に関する改善提言(是正勧告、改善課題)ばかりでなく、長所事項も特記してきた。認証評価第4期では基本的にこれを踏襲するものの、長所事項に関する特記を「長所」と「特に優れた取り組み」に二段階化する。長所のなかでも特に優れたものを後者として扱うのである。

### 引用4

特に優れた取り組み	長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。
-----------	--

引用4は「特に優れた取り組み」の基本的な定義を示したもののだが、このようにして先駆性・独創性のある取り組みを評価結果で取り上げ、大学の取り組みの後押しをしていきたいと考えている。もちろん、先端を行く取り組みでなければ注目に値しないというつもりはないので、「独自性」というものも定義には入れている。また、他に類例があったとしても参考になるならば取り上げるべきだとも認識しており、そのために「又は…」以降が定義に入っている。いずれにしても、「長所」とともに「特に優れた取り組み」を特記することが各大学の個性の伸長、社会的認知の向上につながるようにしていきたい。

## 5-3. 評価における弾力的措置

このほか、評価の一部を弾力化する。各大学・短期大学の自律的な質保証活動への信頼を基礎に、大学評

価・短期大学認証評価を一部柔軟に行うもので、それにより大学・短期大学の創意工夫によるさらなる個性の伸張と理念・目的の実現を後押ししようというものだ。これは、国が「先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)」を質保証政策の一つに掲げたこともきっかけとなっている<sup>(9)</sup>。国によるこの政策の意図もそうだが、弾力的に評価を実施することは、大学側の負担軽減という意味合いも持つ。なお、「各大学の自律的な質保証活動への信頼」と書いたが、すなわちそれは内部質保証を指しており、内部質保証の取り組み状況に関して要件を設けて対象校を選定し、一定の確認作業を経たうえで弾力的に評価を行っていく。具体的には、点検・評価報告書の書き方を弾力化するが、この措置を通じて大学・短期大学が、単に負担軽減を享受するだけでなく、重点を置く取り組みを中心として本協会の評価を受けやすくなり、結果として自由な教育・研究、創意工夫の推進に一層つながっていくことを期待している<sup>(10)</sup>。無目的の「負担軽減」策ではなく、受けてためになったと各校に実感してもらえる評価となるよう本協会として尽力したい。

## おわりに

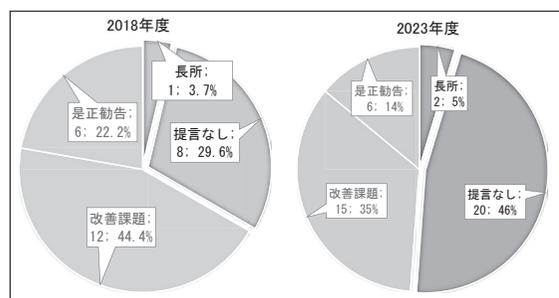
### —認証評価20年と大学基準協会の強み—

以上をもって、1.に挙げた基本的方向性のほぼ全てを述べたことになる。「効果的・効率的な評価の実施」は直接取り上げていないが、これについては、例えば5.に書いた弾力的措置が負担軽減の一面を有するなど、既に触れた内容がカバーしたともいえる。もちろん他にも、評価項目数の削減(47→34)や、大学による情報公開と連動した「基礎データ」作成の軽減といった改善をしており、それらによって、本協会は効果的・効率的な評価を実現しようとしている。

さて、認証評価は制度化されて20年経った。2004年に大学評価を認証評価として開始した本協会は、この20年という歴史に常に関わってきたことになるが、思えばこの20年に認証評価が実現してきたことは少なくない。例えば内部質保証である。本協会がいち早くこの概念を導入したのは2010年の大学基準改定においてであり、翌2011年から大学評価で取り入れた。

当初、自分で自分を保証するとは語義矛盾に非ずやと感じた方も少なくないだろうが、今やこの概念は定着し、大学自身が質保証に責任を負うというのは当たり前となっている。これは数値的にも実証される。あくまで認証評価第3期の期間内での話だが、初年度2018年度と直近の2023年度を比較すると、内部質保証に関する改善の提言は相対的に少なくなっていることが分かる(図表3)。「認証評価があるゆえに質保証に取り組む」というのは本来的でないが、認証評価をきっかけに大学での取り組みが一步一步進んできたことは事実で、認証評価が持つこうした作用を否定的にのみ捉えなくてよいだろう。

図表3



ところで、認証評価20年というと、もう一つ思うことがある。それは、本協会が「評価機関」になってしまったということだ。80年近い歴史を持つ本協会にとり、認証評価の20年はわずかに4分の1の時間であるし、そもそも現在でも認証評価は事業の一つでしかない。そうであるにも関わらず、認証評価制度化後、本協会について多くの方は「評価機関である」と認識しているのが実際であり、それ以上ではなくなっているだろう。これも認証評価が各大学・短期大学に持った影響の大きさを裏書きするものだと理解はできるのだが、一方で悲しみも感じる。

むしろ述べねばならないのは、本協会は単に評価機関なのではないということ、すなわち活動はそれにとどまらない大学団体だという事実であり、パラドキシカルだがそれが大学評価・短期大学認証評価における強みも成していることである。本稿において、大学自身が考えるものであるゆえに本協会は細かく内容を設定しない旨を何度か述べた。各校の理念・目的を尊重

することもあって微細な内容指定をしないのであり、そもそも何より各大学・短期大学が自らの取り組みを検証し、今後の発展を期するために利用してもらうのが大学評価や短期大学認証評価の本旨であるため、各校の文脈に応じようよう本協会側で全てを決めてしまわないのである。これについては大学評価や短期大学認証評価のハンドブックからもお分かり頂けると思う。点検・評価報告書の作成に関して内容面で説明しているのは、主に「考え方」であって、何をどう記述するか「答え」ではない(大学基準協会2024a, pp.22-30; 大学基準協会2024b, pp.23-31)。

もちろん、細かく指定しないというのがただの「放任」を意味するならば、五里霧中となる大学・短期大学も出てくるだろう。先ほど挙げた図表3にもう一度目を運んで頂きたいが、相対的に少なくなっているとはいえ、内部質保証に関する是正勧告・改善課題が付く大学が未だに少なくないことも、図表3の示す事実である。それを考慮しても、内部質保証の有効な機能というためには未だ道半ばであり、現実には甘くない。いやそもそも、内部質保証には完ぺきな答えがないという意味では、「道半ば」なのでなく「果ての無い道」なのかもしれない。J.ハーバーマスの響に倣えば、「未完のプロジェクト」としての内部質保証である。果ての無い道にあって、放任は無責任である。共に手を携えることが重要だ。

ここにきて、単に評価機関でない本協会の強みが出てくる。本協会は評価するだけではない。研究所を有し調査研究を通じて知見を大学・短期大学関係者に提供するほか、スタディー・プログラム等の研修を行ったり、様々な参考資料を出したり、あるいは各校に個別に職員が赴いてワークショップ等に協力したり等、小組織ながら最大限に働いて大学・短期大学の役に立とうともしている。「大学自身が考える」と謳っても、それは各校を支えようとする本協会の様々な取り組みも片方に持つからこそ言っている面があるのである。認証評価第4期の成否は、大学評価・短期大学認証評価の片方に持つこうした取り組みにかかっていると言えるかもしれない。

以上、長く述べてきたが、変化が激しく安穩として

いられない時代状況にあって、「大学・短期大学自身が考える」ということがますます重要になっていることは言を俟つまい。だからこそ上述のような特徴を持つ本協会が伴走者として必要だと大学・短期大学に言っただけで済ませよう、引き続き本協会自身も自己反省もしながら役割を果たしていきたい。

## 【注】

- (1) 本協会は、4年制大学の機関別認証評価を「大学評価」と呼称して実施している。認証評価制度一般をさす場合は「認証評価」という語で表すが、本協会が実施する機関別認証評価を意味するとき、以下では常に「大学評価」という語を用いていく。
- (2) 効果的オンライン教育のあり方と評価基準・視点に関する調査研究(2020年7月～2021年9月)。なお、本稿で言及する同調査研究報告書は、本協会ウェブサイトでご覧になれる(<https://www.juaa.or.jp/research/document/>(2024年4月14日時点))。
- (3) 両基準とも本協会ウェブサイトで公開している。基準とともに本文で言及している評価項目や評価の視点についても同様である([https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/evaluation\\_2025/](https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/evaluation_2025/)(2024年4月22日時点))。
- (4) 点検・評価報告書の様式は、『大学評価ハンドブック』、『短期大学認証評価ハンドブック』所収の様式4として、先ほどの基準等と同様に本協会ウェブサイトで公開している。
- (5) 例えば、基準7は「学生支援」を扱うところだが、そこには、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないような対応や、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するといったこと、そして、再視聴の機会付与など学生の通信環境へ配慮した対応といった内容の評価の視点がある(評価項目①参照)。
- (6) 評価項目①の評価の視点として「学部、研究科そ

の他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか」というものがある。

- (7) 大学評価研究所が実施する「質保証における学生参画のあり方に関する調査研究」のこと。同調査研究は2024年9月に終了し、その後すぐに報告書を皆様にお示しする予定である。
- (8) ただし、実施時期が5月であることに鑑み、学部1年次生は対象としない。
- (9) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会2022、pp.10,21。なお、これに基づく文部科学省からの通知は、2024年3月29日付で各認証評価機関に発出されている。
- (10) 要件や手続等の詳細は、脚注(3)と同様のウェブページに掲載しているハンドブックを参照されたい。

## 【参考文献】

- 大森不二雄(2024)、「教学マネジメントのアップグレード—授業・学習にインパクトの及ぶ取組への転換—」、『大学における教学マネジメント2.0—やらされ仕事から脱し、学びの充実のための営みへ—』大森不二雄編、東信堂、pp.4-17
- 金子元久(2021)、「コロナ禍後の質保証」、『じゅあ』No.67、p.9
- 大学基準協会(2021)、『効果的オンライン教育のあり方と評価基準・視点に関する調査研究報告書』
- 大学基準協会(2024a)、『大学評価ハンドブック』(2024年4月版)
- 大学基準協会(2024b)、『短期大学認証評価ハンドブック』(2024年4月版)
- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(2022)、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」

---

# The JUAA in the Fourth Cycle of the Institutional Certified Evaluation and Accreditation: The Pillars in the Reform and Distinctiveness of the JUAA

---

※ Akinori MATSUZAKA

**[Key Words]**

Internal Quality Assurance, students' learning, stakeholder participation, innovation in teaching and learning

**[Abstract]**

The Certified Evaluation and Accreditation (CE&A) is a national mandatory external quality assurance (EQA) scheme in Japan, which has 20 years history. Since its beginning, this EQA scheme has contributed to quality assurance (QA) and quality enhancement (QE) in higher education, encouraging each higher education institution (HEI) to actively engage itself with QA and QE upon its own responsibility. But at the same time, there still remain some issues to be addressed. This paper illustrates what the Japan University Accreditation Association (JUAA) reformed its standards and procedures of the institutional level CE&A to step up for the next seven-years cycle, highlighting the six pillars of the reform. These six pillars relate the issues like students' learning, wide range of stakeholder participation, as well as innovation in teaching and learning. Finally, the paper gives a conclusion, arguing the features of the JUAA's CE&A and its expected further contribution to development in QA and QE.

---

※ Associate Director, Research & Planning Division, Japan University Accreditation Association.